

議案第77号

新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正
する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例及び新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正
する条例

(新居浜市市営住宅条例の一部改正)

第1条 新居浜市市営住宅条例(平成9年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に、「附則第4条第1項」を「附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」に改める。

第23条を次のように改める。

(督促事務費)

第 2 3 条 家賃の督促事務費は、実費に相当する額として督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部改正)

第 2 条 新居浜市市営活性化推進住宅条例（平成 1 5 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を次のように改める。

(督促事務費)

第 1 7 条 家賃の督促事務費は、実費に相当する額として督促状 1 通につき 1 0 0 円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中新居浜市市営住宅条例第 6 条第 2 項第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の新居浜市市営住宅条例第 2 3 条及び第 2 条の規定による改正後の新居浜市市営活性化推進住宅条例第 1 7 条の規定は、平成 2 7 年 4 月分以後のものとして徴収する家賃に係る督促事務費について適用し、同月分前のものとして徴収する家賃に係る督促手数料については、なお従前の例による。

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により支援給付受給者が限定されることに伴い、当該支援給付受給者に係る入居者の資格の規定の整備及び法律の題名が改められたことによる所要の条文整備並びに市営住宅の家賃等を私債権として取り扱うため、本案を提出する。